

事務連絡
令和2年5月4日

各市町保育所・認定こども園担当部(局)長様

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長

「緊急事態宣言」延長に係る保育所等の対応について

この度、緊急事態宣言が令和2年5月31日まで延長されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が別添のとおり改定されました。

保育所等における対処方針については変更ありませんので、引き続き下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

なお、地域の感染状況等を踏まえ、保育を縮小して実施又は全部休園等を実施や検討される場合は当課あてご連絡くださいますようお願いいたします。

記

- 1 感染防止対策を嚴重に徹底した上で、原則として、保育サービス等の事業の継続を要請
- 2 利用者には、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請
- 3 保育所・認定こども園においては、電話での育児・健康相談等を実施する等在宅での保育の支援を要請

(担当) こども政策課 茅嶋 今村 電話：078-362-3215 FAX：078-362-3011
--

(電子メール施行)
こ 第 1 0 9 1 号
令和 2 年 5 月 4 日

各健康福祉事務所長 様

健康福祉部少子高齢局こども政策課長

「緊急事態宣言」延長に係る認可外保育施設の対応について

この度、緊急事態宣言が令和 2 年 5 月 31 日まで延長されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が別添のとおり改定されました。

保育所等における対処方針については変更ありませんので、認可外保育施設においても保育所等の対処方針に準じ、引き続き下記のとおり対応することとしますので、貴職管内の認可外保育施設に対し要請をいただくようお願いいたします。

記

(保育所・放課後児童クラブに対する対処方針)

- 1 感染防止対策を嚴重に徹底した上で、原則として、保育サービス等の事業の継続を要請
- 2 利用者には、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請
- 3 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育の支援を要請

(担当) こども政策課 茅嶋 木下 電話：078-362-3215 FAX：078-362-3011
--